



## 中国における民事訴訟の最新実務

執筆者: 野村高志

### はじめに

筆者はこれまでに、中国における様々な民事紛争・訴訟案件に関与したことがあります。パターンとしては、専門分野の一つである知的財産権に関する侵害訴訟と、債権回収に関する紛争・訴訟が多いのですが、その他には労働紛争事件や、社内不正行為に対する責任追及案件などもあります。

中国の民事訴訟案件への関与の仕方には様々なステップがあります。クライアントから依頼を受けて、全体の訴訟戦略を議論して大まかな方針を立て、現地代理人弁護士を選定し、クライアント及び代理人弁護士とともに訴訟における請求・主張の理論構成を詰めていき、証拠の収集と提出方法の検討、訴状等のドラフトのレビューなどを行います。訴訟提起後は、裁判審理のプロセスのモニタリングや裁判所への追加提出書面・証拠の作成に関するサポート、和解の協議に入った場合の検討など、各場面において様々な形で関与します。

近年、中国国内で紛争が生じた場合、裁判に至るケースも増えていきます。民事訴訟に関する法制度そのものは、日中間でそう大きく変わらないのですが、実務運用の面では相違点も数多く見られる点に注意を要します。今回は、中国における民事訴訟の実務と特徴につき、近時の変化を踏まえつつ紹介します。

### 1. 民事訴訟の制度面の特徴

まず、中国における民事訴訟の制度面において、日本と異なると思われる特徴をいくつか紹介します。

- (a) 「裁判官の職権の独立」を保障する制度が十分に確立されておらず(日本の「司法権の独立」に相当する「裁判所の独立」の制度はあります)、他方で、各人民法院の院長や審判委員会による裁判官への監督制度があり、個別の裁判の審理や判決の内容に対する関与がなされることもあります。また、裁判官が政治や世論の動向に注目し、自己の判決に対する社会の反応を気にする傾向も見受けられます。
- (b) 従前、歴史的背景の影響もあり、裁判官の専門性の低さがしばしば指摘されていましたが、北京市・上海市その他の都市

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2015年4月号)掲載原稿に一部加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

部の人民法院(特に中級・高級人民法院)の裁判官は優秀であり、専門性も比較的高いと言われています。

この点、2014年11月に、全国人民代表大会が、北京、上海、広州において「知識産権法院」の設立を決定しました。これは、「知的産権専門裁判所」に相当し、専利(発明特許、実用新案、意匠を含む)、ノウハウ、ソフトウェア等の技術的案件、専利復審委員会・商標復審委員会が当事者となる行政訴訟案件、及び馳名商標案件を専門に担当する、中級人民法院レベルの専門法院です。裁判官も知的財産案件の経験者<sup>1</sup>から選任されます。既に3箇所とも設立されて裁判業務を開始しています。このように知財に関する裁判の世界では、より先進的な取り組みがなされています。

- (c) いわゆる判例の先例拘束性の制度がなく、過去の判決の体系的整理の面で不十分な面があり、判決の予測可能性、判断の安定性が低いといえます。この点、中国特有の制度である、最高人民法院による司法解釈の公布は、下級審裁判所の判断の統一性を図る制度として重要な意義を担っています。

裁判の判断の統一性を図る必要性は中国でも強く意識されており、改善策の一つとして、指導性案例制度<sup>2</sup>が導入され、裁判審理の際に、かかる案例を参照しなければならないとされています。また、最高人民法院は毎年、知的財産権案件で先例価値の高い判決を集めて公表しています(但し下級審に対する拘束力はないとされています)。

- (d) 訴訟時効について、時効期間が、権利者又は利害関係人が権利侵害を知った日又は知り得た日より2年とされています<sup>3</sup>。日本とは異なり、実体的権利ではなく訴訟における「勝訴権」が消滅するとされており(よって時効期間経過後も提訴自体は可能ですが、被告側が「訴訟時効の期間満了」を抗弁とした場合、原告の請求は棄却されます。また、時効期間経過後も任意に支払いを受けることは可能です)、時効期間が短い上に、起算点に侵害行為を「知り得たと評価される日」まで含まれるため、迅速な権利行使が必要とされます<sup>4</sup>。なお、差止請求権にも適用されますが、侵害行為が継続している場合には2年を超えても訴訟時効にかからないとされています。
- (e) 裁判は二審制であり、第二審判決が最終の確定判決となります。例えば、中級人民法院(日本の地方裁判所に相当)が第一審裁判所となった場合、その上訴審裁判所は当該地域を管轄する高級人民法院(日本の高等裁判所に相当)となります。ただし、再審制度(確定判決の是正制度)が日本に比べて広く活用されており<sup>5</sup>、最高人民法院の再審で確定判決が覆った事例もあります。
- (f) 裁判所の審理や執行における地方保護主義(地元企業が当事者の場合に偏った判決が出される等)は中国の司法が抱える最大の問題とも言われています。その背景として、各地の人民法院が人事面(地域毎に裁判官が採用され、他地域への異動がありません)や財政面で地方政府と繋がりがいることが挙げられます。この問題については中国でも強く意識されており、近年、中央政府が打ち出した司法改革でも、地方保護主義の是正が挙げられています。

## 2. 民事訴訟の手続面の特徴

次に、中国における民事訴訟手続の実務面で、日本と異なると思われる点をいくつか紹介します。まず、一審段階における訴訟手続の大まかな流れを示します。

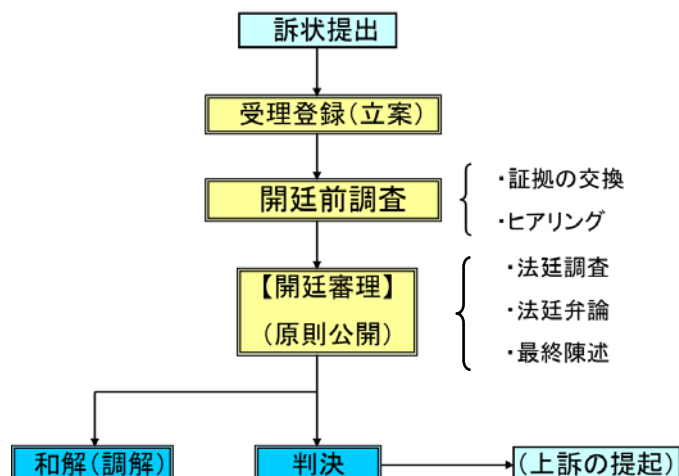
<sup>1</sup> 知的財産権についての経験がある学者、弁護士でもよいとされている。

<sup>2</sup> 2010年11月26日公布

<sup>3</sup> 民法通則第135条以下、「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する司法解釈」第18条、特許法第68条第1項、「特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」第23条を参照

<sup>4</sup> 時効中断事由としては、訴訟提起、権利者による請求、義務者の履行への同意があり(民法通則第140条)、権利者の請求については日本民法第153条のような制約はなく、繰り返して請求を行うことで繰り返し時効中断効を生じさせることが可能とされている。

<sup>5</sup> 中国民事訴訟法第198条以下参照。法院が職権で行うほか、当事者も再審の申立ができる。



- (a) 裁判書類(委任状、法定代表者証明書、会社登記簿、証拠書類等)提出の要件として、外国で作成・成立した書面を提出するには、当該国の公証役場や中国領事館における公認証手続が必要とされています<sup>6</sup>。訴訟当事者の外国企業が、自国や第三国において作成された証拠書類を提出することはよくあり、これらの書類の公認証手続が必要となるほか、人民法院が指定する翻訳業者による中国語翻訳を添付する必要もあるため、実務上の手間と負担が生じます。
- (b) 裁判所に訴状を提出したときに、それを受理(立案)するか否かにつき窓口の担当者に実際上の裁量があり(但し明確な法的根拠はないようです)、提訴の形式要件のみならず、訴状の内容面の審査まで行い、ときには様々な理由で受理されないことがあります。筆者が関与した案件では、提訴の際に担当の中国律師(弁護士)が自ら訴状を裁判所の窓口を持ち込み、担当者からの質問等に回答していました。
- (c) 訴訟の進行は(日本との比較で言えば、より職権主義的と言えます)、一般に裁判官が手続の進行を主導し、訴訟指揮も積極的にを行う傾向があります。和解についても裁判官が当事者に対して積極的に勧告することがよくあります。
- (d) 開廷審理の開始前における手続として、証拠交換手続が行われることがあります<sup>7</sup>。まず裁判官により予め証拠の提出期限が定められ、開廷審理前に証拠交換の手続を行い、法廷で裁判官及び双方当事者(代理人弁護士)参加のもと、当事者双方及び裁判官が双方の提出証拠を確認し、裁判所に証拠書類一式を提出します。ここで実際上の審理や証拠調べが行われるように思われるため、開廷前の手続における裁判官へのアピールが重要といえます。
- (e) 訴訟の進行は一般に迅速であり、公判が開かれる回数も少なく、証拠調べも1回しか行われないケースが多いとされています。第一審は6ヶ月から1年程度で終結するケースが多いようです。もっとも、中には訴訟が極めて長期化するケースもあります。
- (f) 強制執行の申立には期限があり、判決文に規定された履行期限から2年以内に申し立てなければなりません(なお、訴訟時効と同様に、中止・中断の制度があります)<sup>8</sup>。また、長年にわたり「執行難」と呼ばれる問題が存在します。即ち、判決で勝訴しても強制執行が効を奏さず、実際の回収が困難なことが多いと指摘されています。これに対し、2013年10月から、執行回避・妨害行為や、資力があるのに履行しない者などを する制度が設けられています(詳細は後述)<sup>9</sup>。個別案件における対応策として、事前の資産調査により財産状況を把握したうえで、財産保全処分(仮差押など)を活用することが考えられます。
- (g) 侵害行為停止の仮処分、仮差押、証拠保全等の保全制度があります<sup>10</sup>。但し、日本に比べると担保金の額が高く、現金しか受け入れないケースもあるようです(例えば仮差押の場合、従来は本訴の請求額と同額になるケースが多く見られたようですが、銀行保証などで代替することができるケースもあるようです)。

<sup>6</sup> 「最高人民法院の「民事訴訟法」の適用に関する解釈」(2015年1月30日)第523条、第526条、「民事訴訟証拠に関する若干規定」(2002年4月1日実施)第11条

<sup>7</sup> 「最高人民法院の「民事訴訟法」の適用に関する解釈」第224条、中国民事訴訟法第133条

<sup>8</sup> 中国民事訴訟法第239条

<sup>9</sup> 信用失墜被執行者データベース: <http://shixin.court.gov.cn/index.html>

なお2015年5月12日時点で公開されている信用失墜被執行者情報は、自然人1,218,397件、法人その他組織194,390件である。

<sup>10</sup> 中国民事訴訟法第81条及び第100条～第108条、「最高人民法院の「民事訴訟法」の適用に関する解釈」第152条～第173条

### 3. 民事訴訟の実務ポイント

次に、中国の民事訴訟における実務的なポイントをいくつか紹介します。

#### (1) 証拠の認定における特徴

中国の訴訟事件の対応は、日本における同種の訴訟事件より、はるかに手間がかかり大変だというのが日々実感するところで

す。たとえば、訴訟の相手方(中国企業/中国人)が、あらゆることに異議・反論を唱えてくることがあります。日本における訴訟であれば却って不利になると思われるような、合理性に乏しい主張や指摘も多いようです。

よく見られるのが、裁判証拠の真偽を巡る異議や反論です。こちらが提出した証拠の採用に、相手方が無闇に異議を唱えたり、証拠の真実性を争ったり(偽造証拠だと主張する等)します。相手方からこのような指摘がなされると、こちらも何らかの反論・反証をせざるを得ませんので、結構な手間がかかります。その対抗策として、裁判証拠に予め公証処の公証人による公証手続をすることが、中国ではよく行われています。公証手続を経た証拠は、実務上、異議申立が認められにくくなり、スムーズな証拠採用がなされやすくなります。

例えば、模倣品の製造・販売業者に対する商標権侵害訴訟において、模倣品販売の事実を立証するために、販売店で客を装って模倣品をサンプル購入したとします。商品購入を裏付ける証拠として、販売店から領収書(中国の発票)を受領し、商品と領収書を裁判所に出した場合に、それらが偽造された証拠であるとか、当該商品がその領収書により購入されたものと同じであることの証拠が無いとか、様々な指摘がなされます。この場合、実務上は、商品購入の際に公証人に同行してもらい(店舗側に怪しまれないよう平服で来てもらいます)、購入の一部始終を見てもらって、その事実を当該商品と共に公証する旨の公証書を作成してもらいます。これにより、訴訟において相手方が証拠の真実性を争ったとしても、証拠が支障なく採用される可能性が高まります。

但し、裁判上の証拠とするための公証手続はやや特殊なようで、これを手掛けた経験を持つ公証人は少ないようです。かかる公証手続をスムーズに進めるためには、経験や専門性のある公証人を見つけることが必要となります。以前に関与した案件では、最初に証拠の公証を依頼しようとした公証所の公証人には「このような公証は認められていない」と受理されず、案件担当の中国弁護士がいくつかの公証所を回った末、別の公証所で受理され、公証が行えたということもありました。

#### (2) 証拠のチェーン

中国で訴訟案件をよく手掛ける中国弁護士は、よく「証拠のチェーン」という言い方をします。法令上に規定のある専門用語ではなく、実務上用いられる用語であり、決まった定義があるわけではありませんが、立証すべき事実の一つ一つについて、その裏付けとなる証拠が切れ目無く揃っていることを指す場合が多いように見受けられます。中国では、裁判所も中国弁護士も、立証すべき事実のそれぞれに直接証拠が揃っているという形で「証拠のチェーン」が切れ目無く繋がっていることを要求する傾向が大変強いように感じられます。

実際の訴訟では、全ての証拠が完全に揃っていることはむしろ希で、直接証拠が欠けている部分を他の間接証拠の積み上げなどによって補わざるを得ません。日本の訴訟実務では、通常それで裁判官は心証を取ってくれるものですが、中国の場合、それでは立証が不十分とみなされる可能性があるように思われますので、注意が必要です。

#### (3) 執行難への対策

前述した「執行難」は、せっかく勝訴判決を得ても強制執行が功を奏さないという深刻な問題です。その対応策としては、以下が挙げられます。

- (a) 調査会社による相手方の資産調査: そもそも強制執行が可能な相手方の財産として何があるかを把握する必要があります。
- (b) 財産保全措置(仮差押)の申立: 一旦訴訟を提起した場合、相手方が敗訴に備えて資産の移転・隠匿に走るおそれがあります。予め裁判上の保全措置を講じておけば逃げられないこととなります。
- (c) 裁判所の選定(地方保護主義の回避): 相手方が地元では大企業であるような場合、その所在地の管轄裁判所・裁判官に対して影響力を及ぼすおそれがあります。それを避けるため、相手方所在地の管轄裁判所を避け、他の地域で強制執行の申立を行うことが考えられます(その地域に相手方の財産がある場合等)。
- (d) 執行段階での和解の活用: 以前に関与した案件では、強制執行申立後に、執行手続の中で和解の協議が成立し、執行行為を行うことなく全額の弁済を受けたことがあります。

(e) 悪意の隠匿・執行回避者に対する拘留等の強制措置の活用:かかる強制措置を活用することが考えられます。相手方に対する出国禁止措置の申立が功を奏することもあります<sup>11</sup>。

また、前述した「信用失墜被執行者」の名簿公表制度を利用することも考えられます。「信用失墜被執行者リスト情報の公布に関する若干規定」(法釈[2013]17号)によると、執行申請者は、被執行者が下記事項の何れかに該当する場合に、人民法院に申立てて、被執行者を失墜被執行者リストに入れることができるとされています。

- ① 虚偽証拠の捏造、暴力、脅威等の方法によって執行を妨害、拒絶する
- ② 虚偽訴訟、虚偽仲裁又は財産の隠匿、移転等の方法により執行を回避
- ③ 財産報告制度に違反
- ④ 「最高人民法院の被執行人の高額消費への制限に関する若干規定」(法釈[2010]8号)に違反
- ⑤ 被執行者が、正当な理由なく執行及び和解協議を履行しない
- ⑥ その他、履行能力があるのに、発効した法律文書に規定された義務を履行しない

なお、人民法院は自らの判断で、被執行者を失墜被執行者リストに入れることもでき、また、新聞、テレビ、ネット、公告等の方式で信用失墜被執行者リストを公布することができるとされています。

## おわりに

以上のように、中国における民事訴訟は、戦略的な訴訟プランの立案と、様々な訴訟戦術の活用が欠かせません。

訴訟プランの立案に際しては、中国特有の制度や実務の状況をよく理解したうえで、当該訴訟において採りたいと考えるアクションのうち、実際に「何が」「どこまで」できるのかを見極める必要があります。プランの大枠が決まれば、個々の論点や問題点をクリアするために豊富な戦術を駆使することになります。

もちろん、訴訟代理人を依頼する中国現地の法律事務所(弁護士)とのコミュニケーションが重要なのはいうまでもなく、その選定段階から、訴訟戦略や訴状等の内容の協議、提訴以降の訴訟遂行過程での随時のやり取り、和解の協議や一審判決後の上訴手続に至るまで、綿密にコミュニケーションを取る必要があります。同時に、その説明をただ鵜呑みにするのではなく、疑問点や要望などは明確に伝えて議論を重ねる姿勢も大事と思われます。

中国での訴訟案件は大変だと申し上げましたが、綿密な準備をすることにより、日系企業を含む外資企業が勝訴するケースはごく普通に見られますので、過度に恐れたりすることなく対応頂きたいと思えます。



のむら たかし  
野村 高志

西村あさひ法律事務所 上海事務所代表 弁護士

[ta\\_nomura@jurists.co.jp](mailto:ta_nomura@jurists.co.jp)

早稲田大学法学部卒業。1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズ法律事務所(上海)に勤務。4年半の中国滞在を経て2010年に現事務所復帰、2014年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

2012年～2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011年1月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012年3月)、等多数。

<sup>11</sup> 中国民事訴訟法第 255 条

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ  
〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32  
アーク森ビル  
Tel: 03-5562-9260 Fax: 03-5561-9711  
E-mail: [eapg@jurists.co.jp](mailto:eapg@jurists.co.jp)  
URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所  
〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号  
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号  
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610  
E-mail: [info@juristoverseas.cn](mailto:info@juristoverseas.cn)

上海事務所  
〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号  
越洋広場 38 階  
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749  
E-mail: [info\\_shanghai@juristoverseas.cn](mailto:info_shanghai@juristoverseas.cn)